

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月10日

提出者

細森大園中平生遠嘉川原	田山屋山島谷越藤本上	重健俊謙俊力祐拓	雄一弘繁二昭一一一大也	成五中白池山岩吉田多坪	相百川村石田根田中納内	安純芳恵成浩雅明剛涼	信寿信子一二岳紀美人二	福絲田角須加高吉内福	田原中山藤橋野藤井	正徳八智雅和芳竜	明康男子隆勇彦彦秀夫
-------------	------------	----------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	------------	-----------	----------	------------

(別紙)

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されているが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっている。

わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官

【令和4年6月10日原案可決】